



平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
(JASDAQ・コード 6425)  
問合せ先 広報・IR 室  
電話番号 03-5530-3055 (代表)

## 新株予約権（有償ストックオプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 30 日付「新株予約権（ストックオプション）の発行に関するお知らせ」にてお知らせした、当社の取締役及び従業員に対して有償にて発行した新株予約権について、そのすべてが消滅することとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

(1) 取締役会決議日	平成 23 年 11 月 30 日
(2) 新株予約権の権利行使期間	平成 26 年 7 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日
(3) 新株予約権の割当対象者	当社の取締役及び従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	1 株当たり 1,845 円
(5) 発行した新株予約権の数	847,000 個
(6) 消滅後の新株予約権の数	0 個

#### 2. 新株予約権の消滅の理由

当社の平成 26 年 3 月期の監査済みの当社連結損益計算書において、経常利益の額が 250 億円を下回ったことから、当社が発行した上記新株予約権については、下記に記載の新株予約権の行使条件を満たさなくなったため、当該新株予約権のすべてが消滅するものであります。

<当該新株予約権の行使条件一部抜粋>

(i) 平成 25 年 3 月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において経常利益が 213 億円を超過していること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(ii) 平成 26 年 3 月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において経常利益が 250 億円を超過していること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(iii) 本新株予約権の割当日の後、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に 130%を乗じた価格である金 2,399 円を超過すること。

(注) その他の行使条件等詳細については、平成 23 年 11 月 30 日付「新株予約権（ストックオプション）の発行に関するお知らせ」をご確認ください。

3. 新株予約権の消滅日

平成 26 年 5 月 30 日

4. 今後の見通し

当該新株予約権の消滅による業績へ与える影響は軽微であります。

以 上